

記載要領等	特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業（現物出資に係る承継会社）に関する明細書
-------	---

《使用目的》

この明細書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている特例事業受贈者に係る贈与者^(注 3)が死亡したことにより同法第 70 条の 6 の 9 の規定に基づき特例事業受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（同法第 70 条の 6 の 10）の規定の適用を受ける場合において、直前基準日の翌日から 3 か月を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来するときに作成し、相続税の申告書と一緒に提出してください。

- (注 1) 「直前基準日」とは、相続税の申告書を提出する日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日をいいます。
- (注 2) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例受贈事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- (注 3) 贈与者には、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与がその贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（免除対象贈与）である場合における、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）を含みます。